

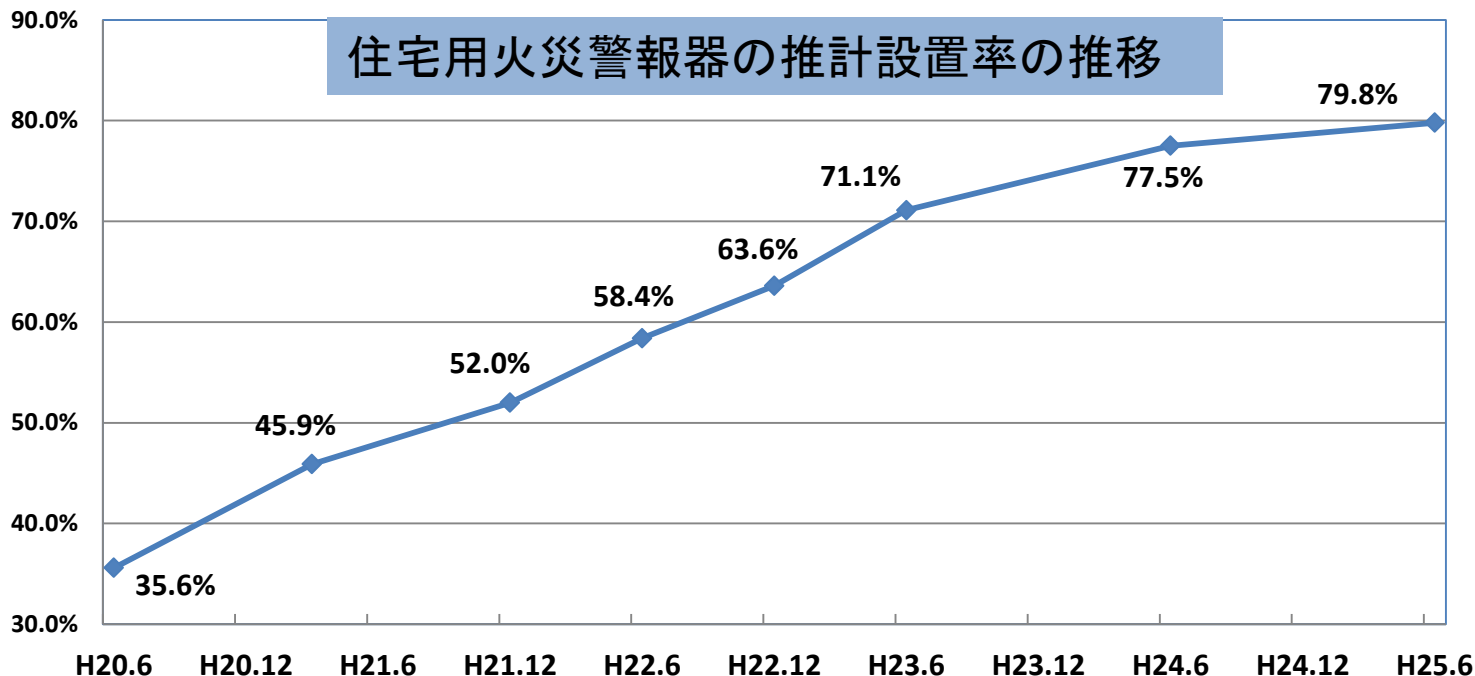
住宅用火災警報器の設置率 と推進状況等について

- ・住宅用火災警報器の設置率調査方法の見直しについて
- ・住宅用火災警報器の設置率等（平成26年6月1日時点）
- ・設置状況等の詳細について
- ・その他

住宅用火災警報器の設置率調査方法の見直しについて①

見直しの背景

- 前年度までの調査は、①「消防庁が示した調査方法」と②「各地域で独自に確立した調査方法」とが混在していた。(3割の消防本部が独自の方法で調査を実施)
- 消防庁に報告された設置率をもとに、消防庁が統一時点における設置率を推計していた。
- 設置率は上昇してきていたが(下図)、より正確な実態を知るため、今年度から調査方法を見直すこととした。



住宅用火災警報器の設置率調査方法の見直しについて②

調査方法について

地域独自の方法の例

- ・アンケート調査
- ・郵送や電話による調査
- ・訪問調査
- ・地域を限定しての調査
- ・講習会や消防関係イベントの機会を利用した調査
- ・調査項目については設置の有無のみ



見直した調査方法

- ・訪問調査を原則とする
- ・調査対象は無作為抽出とする
- ・調査項目を以下のように統一
 - ①設置世帯(火災予防条例で義務付けられている部分全てに設置している世帯)
 - ②一部設置世帯(火災予防条例で義務付けられている部分のうち、一箇所にも設置されている世帯)
 - ③未設置世帯
- ・①②③の項目の住宅区分も併せて調査(一戸建て、共同住宅(賃貸)、共同住宅(持ち家))

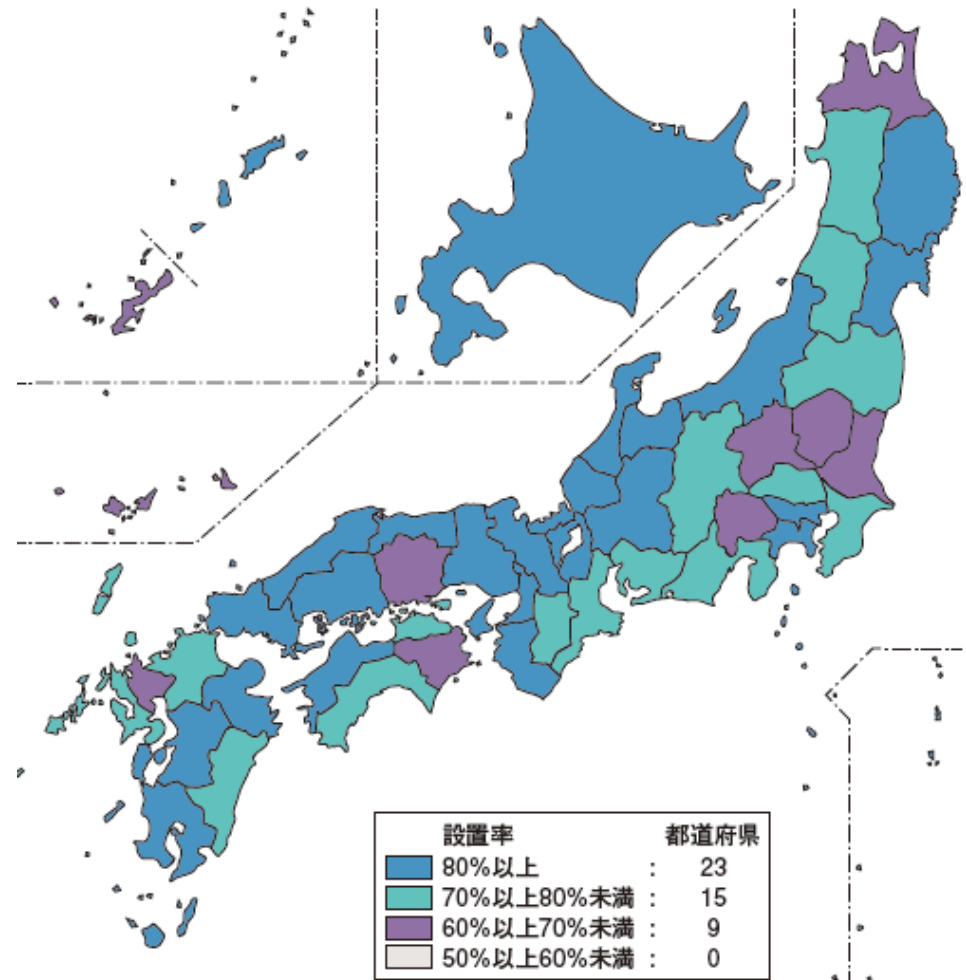
住宅用火災警報器の設置率(平成26年6月1日時点)①

全国
設置率79.6% 条例適合率66.9%

- ※ 設置率とは、市町村の火災予防条例において設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯(条例適合世帯を含む)の全世帯に占める割合。
- ※ 条例適合率とは、市町村の火災予防条例において設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯(「条例適合世帯」という)の全世帯に占める割合。
- ※ 一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより住宅用火災警報器の設置が免除される場合も「設置世帯数」に含む。
- ※ 東日本大震災の影響で調査できなかった福島県の一部の地域は調査対象外。

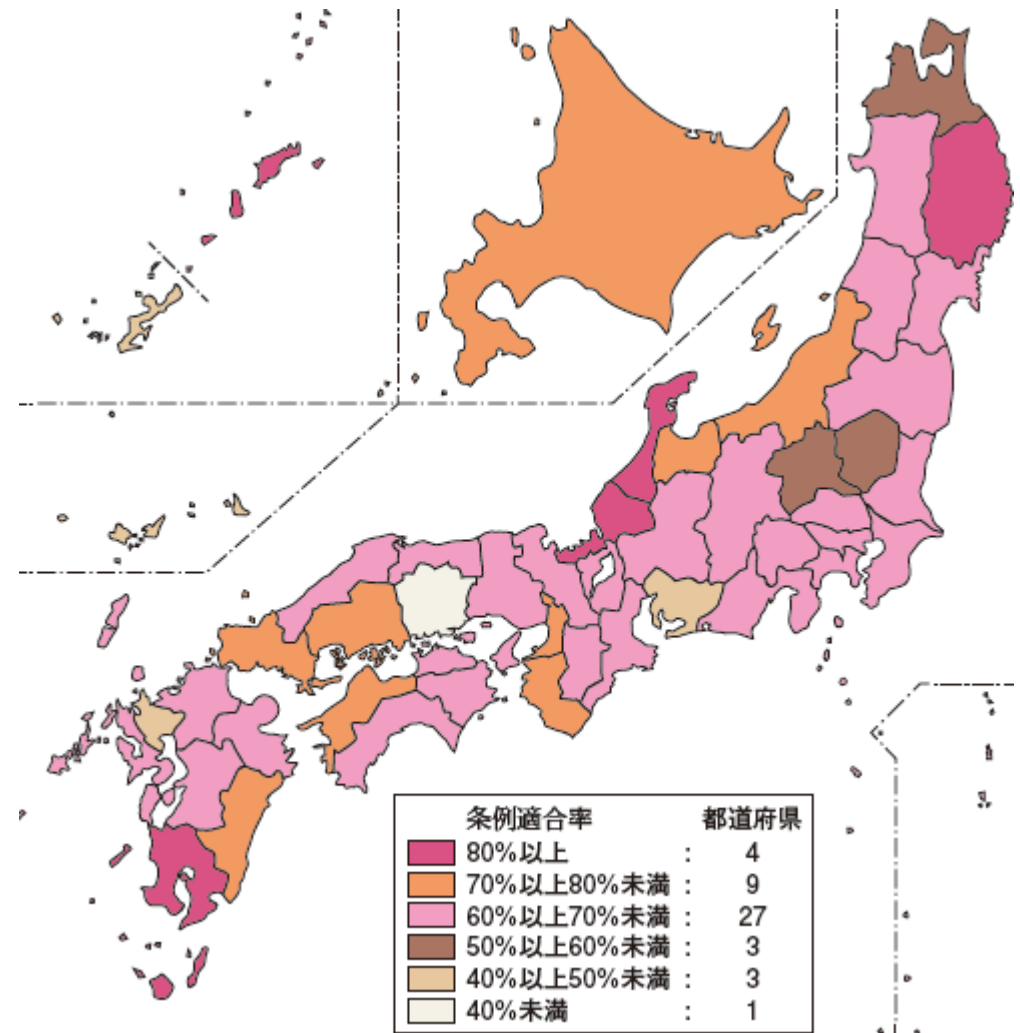
住宅用火災警報器の設置率等(平成26年6月1日時点)②

都道府県	設置率	都道府県	設置率
全国	79.6%	三重	76.8%
北海道	84.8%	滋賀	83.7%
青森	68.3%	京都	83.9%
岩手	87.5%	大阪	82.6%
宮城	88.3%	兵庫	82.6%
秋田	78.5%	奈良	75.3%
山形	79.3%	和歌山	82.1%
福島	73.1%	鳥取	83.7%
茨城	69.6%	島根	81.5%
栃木	67.2%	岡山	60.7%
群馬	68.4%	広島	87.9%
埼玉	72.5%	山口	86.8%
千葉	74.5%	徳島	69.8%
東京	85.3%	香川	76.5%
神奈川	84.4%	愛媛	82.9%
新潟	81.9%	高知	71.8%
富山	86.9%	福岡	72.6%
石川	87.6%	佐賀	67.5%
福井	94.5%	長崎	79.5%
山梨	68.8%	熊本	82.7%
長野	79.4%	大分	81.0%
岐阜	80.5%	宮崎	74.2%
静岡	74.8%	鹿児島	89.4%
愛知	77.8%	沖縄	63.4%



住宅用火災警報器の設置率等(平成26年6月1日時点)③

都道府県	条例適合率	都道府県	条例適合率
全国	66.9%	三重	63.5%
北海道	75.4%	滋賀	68.4%
青森	52.4%	京都	68.8%
岩手	82.1%	大阪	77.0%
宮城	65.0%	兵庫	69.4%
秋田	69.0%	奈良	68.8%
山形	65.2%	和歌山	73.9%
福島	64.6%	鳥取	66.7%
茨城	61.5%	島根	62.4%
栃木	59.9%	岡山	37.9%
群馬	59.3%	広島	71.7%
埼玉	60.4%	山口	79.5%
千葉	66.9%	徳島	60.9%
東京	68.2%	香川	68.4%
神奈川	68.4%	愛媛	72.7%
新潟	73.8%	高知	61.5%
富山	79.4%	福岡	68.0%
石川	85.4%	佐賀	47.8%
福井	89.1%	長崎	66.0%
山梨	60.5%	熊本	67.0%
長野	64.5%	大分	67.6%
岐阜	67.1%	宮崎	72.3%
静岡	68.3%	鹿児島	80.2%
愛知	49.0%	沖縄	47.4%



福井県における普及促進に向けた取組み

- ・ 福井県内の全消防本部が全戸調査を実施している。
- ・ 平成 1 8 年の義務化から全戸調査が開始され、平成 2 5 年には全本部で全戸調査終了。
- ・ 全戸調査は、職員、消防団員、女性（婦人）防火クラブ等が協力して実施している。
- ・ 住警器の共同購入も推進しており、職員等が各地区に出向いて説明会等を実施している。
- ・ 住宅地図に色を塗り、一目で未設置世帯が分かるようにしている。
- ・ 火災予防運動時には、未設置世帯を重点的に訪問している。

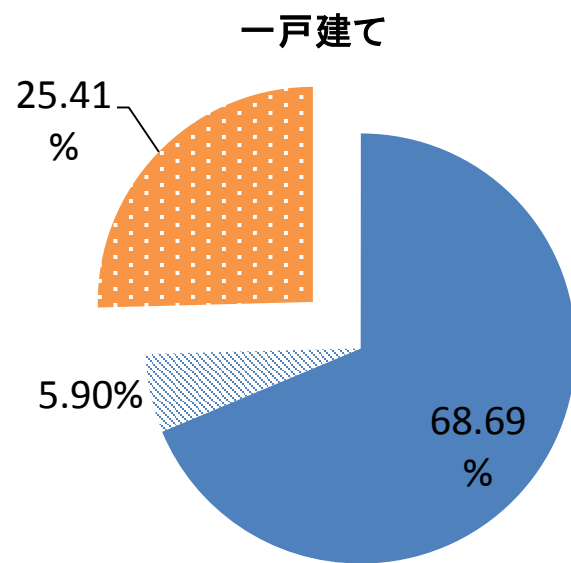
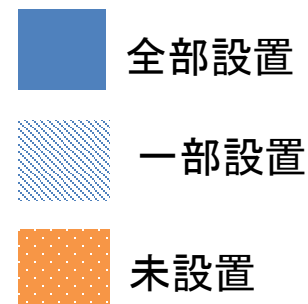
設置状況等の詳細について

調査項目について

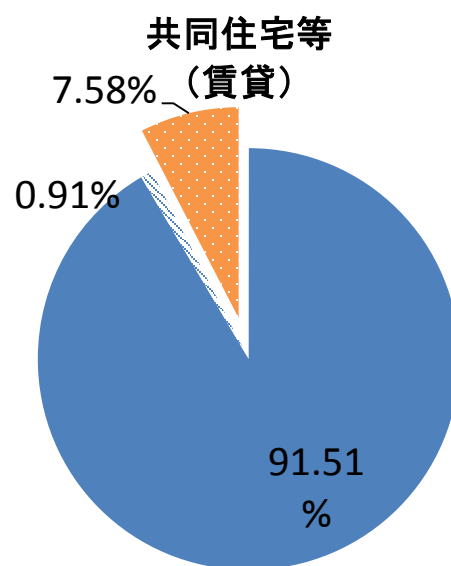
設置状況の詳細を把握するため、住宅区分ごとの設置率等も調査した。(全国約155万世帯)

住宅区分

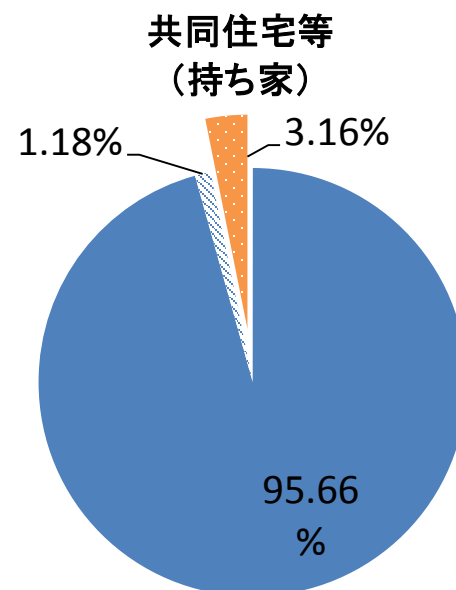
- ①一戸建て住宅
- ②共同住宅(賃貸)
- ③共同住宅(持ち家)



調査数 1, 101, 528

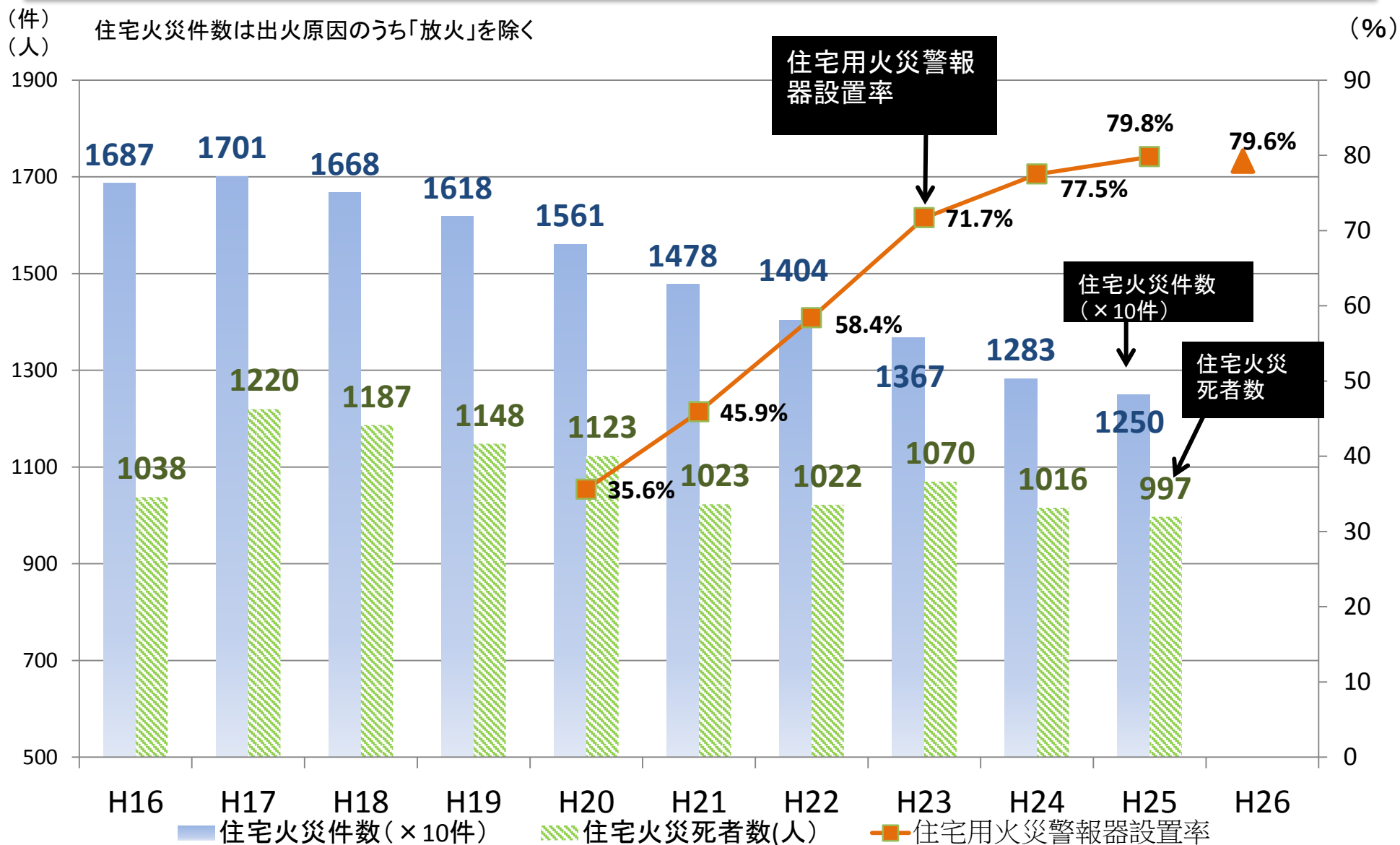


391, 179



87, 318

住宅火災の状況と住宅用火災警報器の設置状況



住宅用火災警報器の効果

H23年からH25年までの3年間における失火を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の効果进行分析。

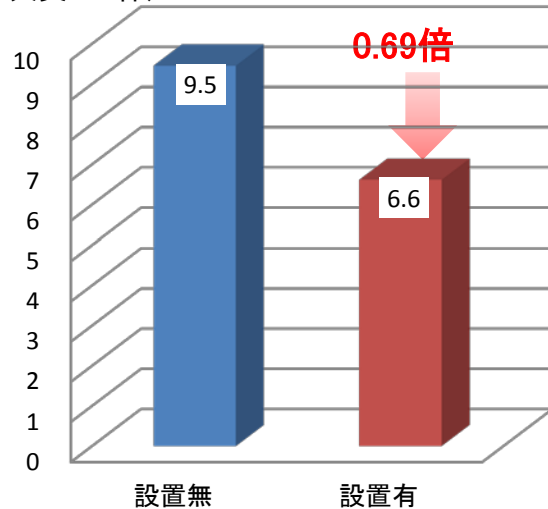
※ ここでは、住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。

死者数、焼損床面積及び損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者の発生は2/3、焼損床面積、損害額は概ね半減。



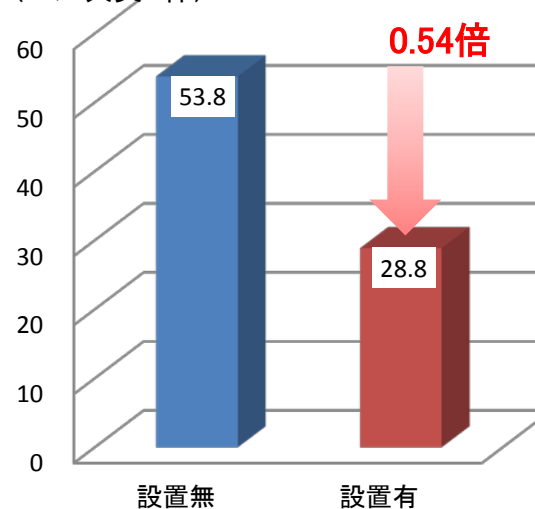
住宅用火災警報器を設置すれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少。

(人／火災100件)



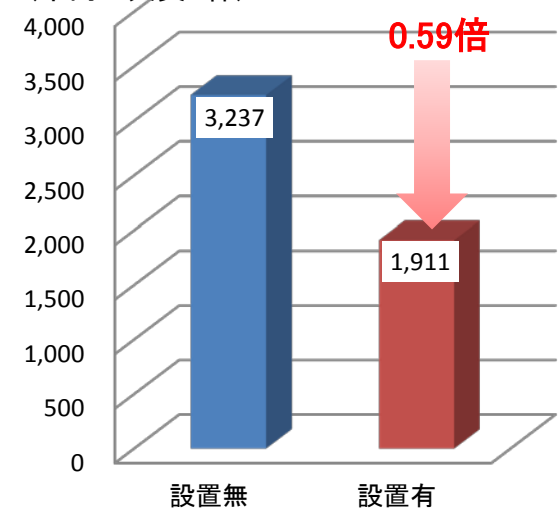
＜住宅火災100件当たりの死者数＞

(㎡／火災1件)



＜焼損床面積＞

(千円／火災1件)

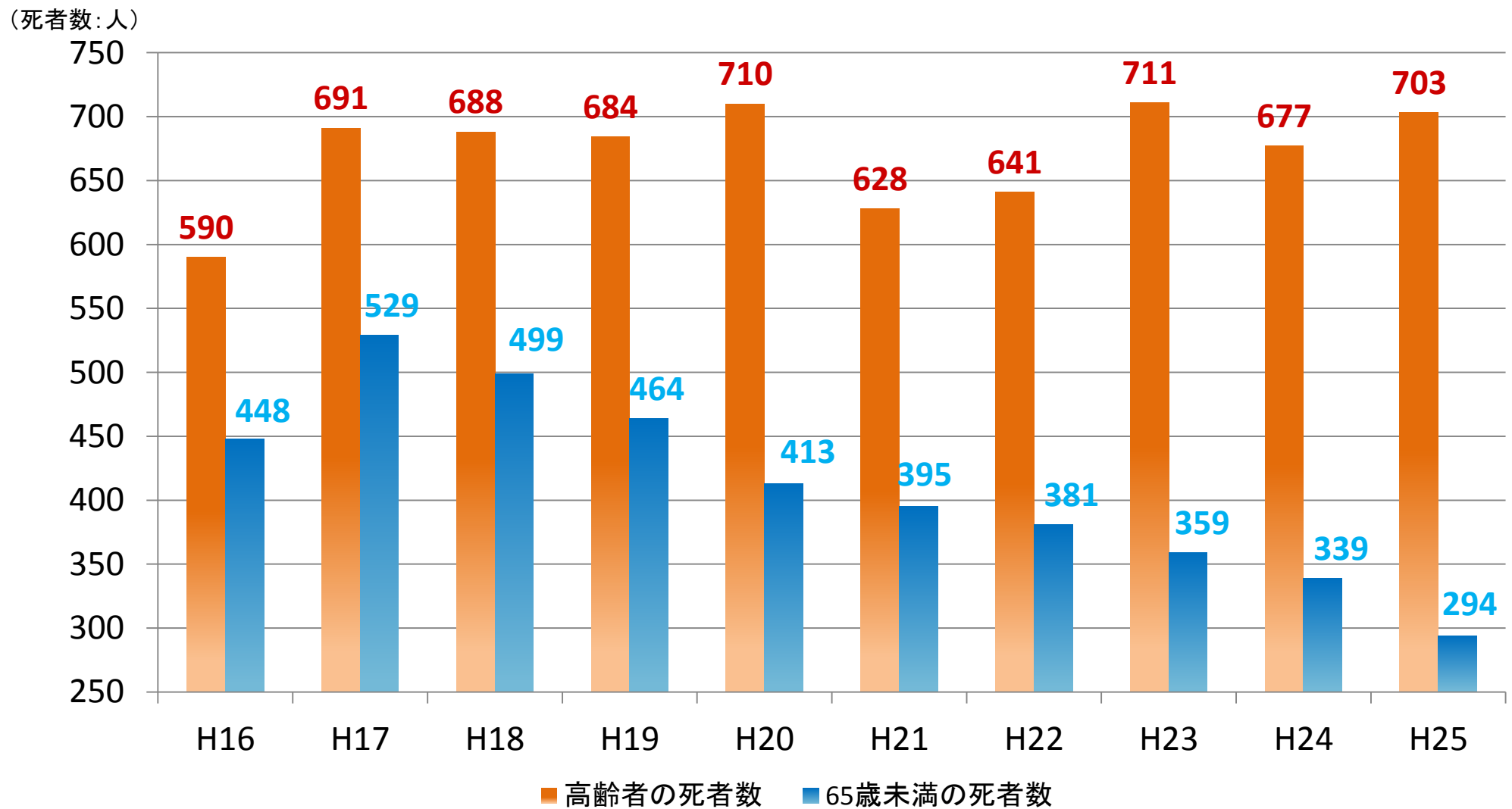


＜損害額＞

注1)「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。

注2)死者の発生した経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

住宅火災による高齢者等の死者数の推移



65歳未満の死者数は、死者がピークの平成17年に比べて約45%減少。

電池切れの際の対応について

出典：住宅用火災警報器のアンケート調査結果について（（一財）日本防火・防災協会）

住宅用火災警報器の故障・電池切れの際の対応について（回答：444件）

「警報音が鳴ったことがある」と回答した方（n=444）の住宅用火災警報器の故障・電池切れの際の対応については、

「警報音が鳴っていた警報器を取り外し電池を交換した」（41.0%）

「警報音が鳴っていた警報器を取り外し本体を交換した」（16.2%）

「警報音が鳴っていたが放置した」（25.2%）

